

障害者の 雇用支援 ガイド

令和4年度
青森県労政・能力開発課

障害者雇用に取り組む県内企業の声

地域社会の一員として障害者の雇用を生み出すことも企業の使命という思いから取組を開始しました

支援制度の活用について障害者就業・生活支援センターから多くのアドバイスをいただきました

少しずつできる仕事が増えて成長していく姿を見ることはとても嬉しい

実際に一緒に働いてみて、先入観からマイナスに思い込んでいたことばかりだったことに気づかされました

障害者だからと過保護となる接し方はせず、分け隔てのない関わりをしています

大切な仲間として、楽しく一緒に働いていきたい

障害の有無にかかわらず、職場における人間関係は仕事に対する意欲にもつながるので、孤立することの無いよう配慮しています

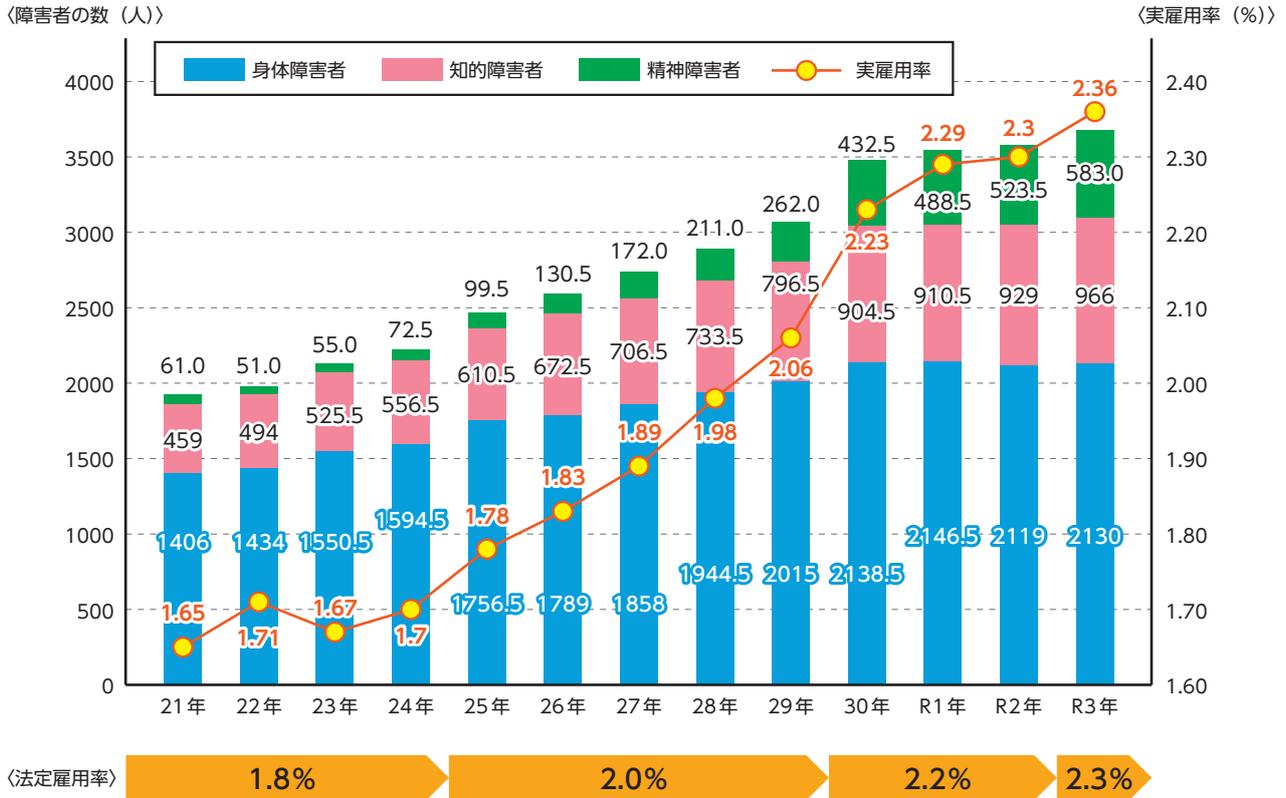
障害者にできるはずがないという思い込みや先入観を持たずに、まずは実習という受け入れやすい形から始めて頂くと良いかと思えます

職人気質の従業員が多い職場で、普段の言動が意図せず厳しく伝わってしまうケースもあり、コミュニケーションの面でジョブコーチからいただくアドバイスはとても参考になりました

- 障害者が経済的に自立し、社会参加するためには、雇用・就業機会を確保し、安定した生活基盤を確立することが必要です。
- 青森県では、「第3次青森県障害者計画」を策定し、「すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる共生社会の実現」を基本理念として、障害者に関する各種施策を推進しています。

着実に進む障害者雇用

民間企業における障害者の実雇用率と雇用者数の推移



出典：青森労働局「令和3年 障害者雇用状況の集計結果」

障害者雇用を促進するための制度

・法定雇用率（障害者雇用率制度）について

民間企業（常用労働者数 43.5 名以上規模）	2.3%
国・地方自治体（常用労働者数 38.5 名以上規模）	2.6%
独立行政法人（常用労働者数 38.5 名以上規模）	2.6%
都道府県教育委員会（常用労働者数 40 名以上規模）	2.5%

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、企業、団体等はその雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率以上になるよう義務付けられています。

例として常用労働者が 120 名の民間企業の場合、法定雇用率 2.3% が適用され 2.76 人となります。小数点は切り捨てとなり 2 人の雇用が必要となります。

・障害者雇用納付金制度について

障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成・援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るための「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

◎常時雇用している労働者が 100 人を超える事業主は、毎年度、納付金の申告が必要です。

※詳しくは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森支部 高齢・障害者業務課へ

障害の種別

視覚障害

全盲、弱視、視野狭窄などがあります。視野や色覚などにも個人差があります。

聴覚障害

まったく聞こえない（ろう者）、聞こえにくい（難聴者）方がいます。

肢体不自由

上肢や下肢、体幹に永続的な障害がある状態です。

内部障害

心臓機能障害、腎臓機能障害など、生命活動の維持に重要な臓器に障害がある状態です。

知的障害

日常生活で頭脳を使う知的行動に障害がある状態です。

精神障害

統合失調症、そううつ病、てんかんなどがあります。

高次脳機能障害

記憶障害、注意障害、遂行機能障害、失語症などの症状があります。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害や注意欠陥多動性障害などがあります。

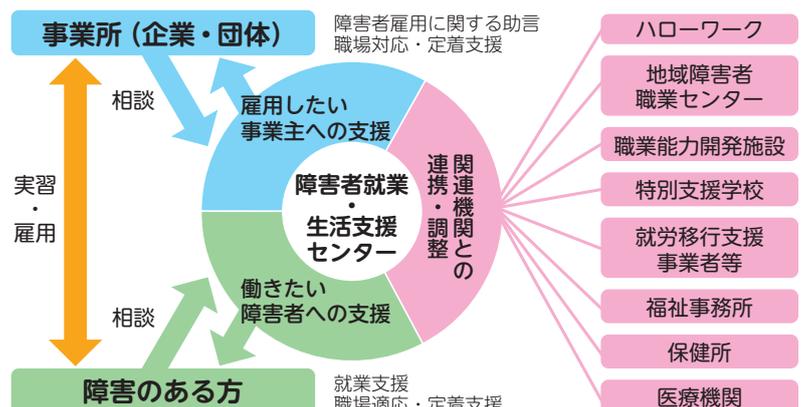
障害者理解の促進に係る県の取組

取組	内容	H P
障害者技能競技大会	障害者の職業能力の向上と、障害者に対する理解と認識を深めることを目的として、技能競技大会を開催しています。パソコンデータ入力や表計算、ビルクリーニング、喫茶サービスなどの種目があり、成績優秀者を翌年度の全国大会の県代表として推薦しています。	
特別支援学校技能検定・発表会	地域の企業等との連携・協働により、特別支援学校高等部生徒一人一人の夢や志、チャレンジする心を育むことを目的として開催しています。清掃などの検定やパフォーマンスなどの発表に取り組みます。無料でどなたでも見学できます。	
障害者雇用事業所見学会	これから障害者雇用を考えている事業所を対象に、障害者雇用事業所の見学会を例年10月から1月に開催しています。	

障害者就業・生活支援センターの支援内容

障害者就業・生活支援センターでは、就業に関する相談支援や、障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての助言を行っています。

また、関係機関との連携により、総合的な支援を受けることができます。



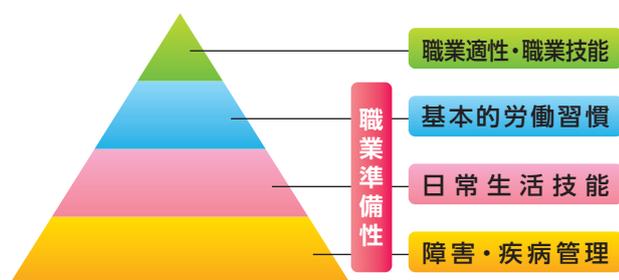
採用・選考におけるポイント

基本的には一般社員の採用・選考時の採否の判断ポイントと同様に①仕事への意欲②職務経歴・スキル・職務遂行能力から判断する職務とのマッチング③周囲との協調性などを確認します。

それらに加えて④障害への自己理解ができているということが重要です。

また、知的障害者や精神障害者の場合、理解力・判断力・職務遂行能力が高くても、基本的労働習慣が身につけていない、通院・服薬の自己管理ができないなどの理由で安定出勤できず離職してしまうケースが見受けられるため、採用・選考にあたっては「職業準備性」が整っているかを確認しましょう。

面接だけでは見極めが難しいこともありますので、「県障害者短期職場実習(3～10日)」や「委託訓練(2～3ヶ月)」などの支援制度を活用するとよいでしょう。



職業準備性の具体的ポイント

基本的労働習慣

- 一人で通勤できる
- 職場の規則を守る
- 就業時間中、安定して仕事に取り組める
- 危険を察知することができる

日常生活技能

- 規則正しい生活習慣が身についている
- 身辺処理が自立している
- あいさつや返事ができる
- 報告・連絡ができる
- わからないことは質問や相談ができる
- 自分ひとりで出来ない場合は助けを求められることができる
- ミスした場合に謝罪できる
- 感情的にならない
- 周囲と協調できる

障害・疾病管理

- 障害・疾病のことを正しく理解している
- 障害・疾病の自己管理ができる(通院、定期的な服薬)
- 障害・疾病が悪化した場合、医師に相談するなど適切な対応ができる

障害者雇用のステップ

ステップ1 雇用相談	障害者就業・生活支援センターにご相談頂き、基本的な情報の共有をします。 ・採用時期の検討 ・活用制度の検討 ・予定している業務内容 ・障害者雇用担当者の選定など
ステップ2 情報収集	障害への理解を深め、実際に働いている現場を見て、雇用後のイメージを作ります。 ・見学会への参加 ・就労移行支援事業所の見学 など
ステップ3 仕事の切り出し	実習へ向けて、担当する業務を具体的にしていきます。 ・就業予定場所で予定業務の確認 ・現場指導担当者の選任 ・業務手順を作業手順書等として見える化 など
ステップ4 実習受入れ	職場実習制度を利用し、関係機関の支援を得ながら実習を行います。 ・事業所：業務遂行能力の見極め、現場スタッフの理解促進 ・障害者：仕事への適性確認、環境への適応状況確認 など
ステップ5 採用・雇用	正式に雇用となる場合には、事業所全体での障害への理解促進等を進めます。 ・事業所内への周知、職員向け講習会開催 ・各種助成金制度のご案内 など
ステップ6 定着支援	継続して働ける環境作りを目指して支援を行います。 ・ジョブコーチ支援の利用 ・合理的配慮の提供 ・社内研修の実施 ・社外研修への参加など

障害者雇用に関する各種支援制度

制 度	内 容	相談窓口
障害者 短期職場実習 制度	障害者を雇用しようとする事業所において、障害者の短期の職場実習（3～10日）を実施します。事業所への委託費（1,800円/日）、傷害・賠償責任保険料が支給されます。	青森県 障害者就業・ 生活支援センター
障害者の多様な ニーズに対応した 委託訓練	障害者を訓練生として一定期間（2～3か月）受け入れていただき、実際の作業のなかで実践的な職業訓練を実施する制度です。障害者本人には、訓練手当等、事業所へは委託費（60,000円/月）が支給されます。	障害者職業訓練校 青森高等技術専門学校 八戸工科学院
障害者作業手順書 作成支援	障害者雇用にあたり、作業手順を視覚化し、作業の支援となるようなわかりやすいマニュアルの作成支援を行っています。作成にかかる費用として上限10万円が支給されます。	青森県
ジョブコーチ 支援	障害のある方がスムーズに職場に定着できるようにジョブコーチが事業所を訪問し、障害特性を踏まえた支援を行うことで、障害のある方と事業所の橋渡しをします。 (ジョブコーチは地域障害者職業センターのほかに、厚生労働省における職場適応援助促進助成金制度の認定を受けた支援機関にも配置されています。)	青森障害者 職業センター 障害者就業・ 生活支援センター

障害者雇用に関する各種給付金・助成制度

制 度	内 容	相談窓口
特例給付金 (障害者雇用納付金制度)	週10～20時間未満で働く障害者（特定短時間労働者）を雇用する事業主に対し、事業主区分に応じた額を申請に基づき支給します。(単価は対象障害者1人につき1か月あたり、100人超事業主：7,000円、100人以下事業主：5,000円) ※ただし、常用雇用労働者である障害者の合計数が支給の上限となります。	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構 青森支部 高齢・障害者業務課
障害者 トライアル雇用 事業	ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成されます。障害のある方1人につき、1か月40,000円、最長3か月支給されます。(ただし精神障害者は雇入れから3か月は最大80,000円、4か月以降は最大40,000円で最長6か月。)精神障害者・発達障害者について試行雇用を週20時間未満の短時間で行う場合は、最長12か月までの間、1人について、月額最大40,000円が支給されます。	青森労働局 ハローワーク

制 度	内 容	相談窓口
特定求職者雇用開発助成金		
特定就職困難者 コース	ハローワーク等の紹介により障害のある方を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し助成します。(30万円～240万円)	青森労働局 ハローワーク
発達障害者・難治性疾患 患者雇用開発コース	ハローワーク等の紹介により発達障害者又は難治性疾患患者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し助成します。(30万円～120万円)	
キャリアアップ助成金		
障害者正社員化 コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した事業主に対して助成します。	青森労働局 ハローワーク
障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金		
障害者作業施設設置等 助成金 (第1種: 工事や購入で行う場合) (第2種: 賃借で行う場合)	障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設、トイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業設備の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構 青森支部 高齢・障害者業務課
障害者福祉施設設置等 助成金	障害者の福祉の増進を図るため、障害特性による課題に配慮した休憩室等の福祉施設の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。	
障害者介助等助成金 (職場介助者の配置・委嘱、手話 通訳・要約筆記等担当者の委嘱、 障害者相談窓口担当者の配置、 職場支援員の配置・委嘱、職場 復帰支援)	障害者の障害特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。	
職場適応援助者助成金 (訪問型、企業在籍型)	職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。	
重度障害者等通勤対策 助成金 (住宅の賃借、指導員の配置、住 宅手当の支払、通勤用バスの購 入、通勤用バス運転従事者の委 嘱、通勤援助者の委嘱、駐車場 の賃借、通勤用自動車の購入)	障害特性による通勤等の課題を軽減又は解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。	
重度障害者多数雇用 事業所施設設置等 助成金	重度障害者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置又は整備を行うことと合わせて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。	

障害者雇用に関する支援機関一覧

障害者就業・生活支援センター

就業を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用・福祉及び教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行っています。

施設名	郵便番号	住所	電話	FAX
青森障害者就業・生活支援センターすこやか	039-3381	青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3階 東津軽郡平内町茂浦字向田 24	017-755-5135	017-757-8266
津軽障害者就業・生活支援センター	036-1321	弘前市熊嶋字亀田 183-1	0172-82-4524	0172-82-5544
障害者就業・生活支援センターみなと	031-0041	八戸市廿三日町 18	0178-44-0201	0178-44-0201
障害者就業・生活支援センター月見野	038-2816	つがる市森田町森田月見野 473-2	0173-26-4242	0173-26-4243
障がい者就業・生活支援センターしもきた	035-0076	むつ市旭町 2-2	0175-31-1020	0175-31-1021
障害者就業・生活支援センターみさわ	033-0052	三沢市本町 1-62-9	0176-27-6738	0176-27-0411

公共職業安定所 (ハローワーク)

就業を希望する障害者に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や、事業主に対する障害者雇用の指導・支援を行っています。

施設名	郵便番号	住所	電話	FAX
青森公共職業安定所	030-0822	青森市中央2丁目10-10	017-776-1561	017-777-4937
八戸公共職業安定所	031-0071	八戸市沼館4丁目7-120	0178-22-8609	0178-43-5887
弘前公共職業安定所	036-8502	弘前市大字南富田町5-1	0172-38-8609	0172-34-8937
むつ公共職業安定所	035-0063	むつ市若松町10-3	0175-22-1331	0175-23-4716
野辺地公共職業安定所	039-3128	野辺地町字昼場12-1	0175-64-8609	0175-64-4274
五所川原公共職業安定所	037-0067	五所川原市敷島37-6	0173-34-3171	0173-34-7413
三沢公共職業安定所	033-0031	三沢市桜町3-1-22	0176-53-4178	0176-52-5311
三沢公共職業安定所 十和田出張所	034-0082	十和田市西二番町14-12	0176-23-5361	0176-24-2172
黒石公共職業安定所	036-0383	黒石市緑町2丁目214	0172-53-8609	0172-53-1769

独立行政法人 高齡・障害・求職者支援機構 青森支部

●地域障害者職業センター

障害のある方（障害者手帳の有無は問いません）や事業主、就労支援を行っている関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する様々なサービスを提供しています。

施設名	郵便番号	住所	電話	FAX
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑2-17-2	017-774-7123	017-776-2610

●都道府県支部

高齢者等の雇用に関する相談・援助及び助成金の申請受付や、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請受付、助成金の申請受付、その他講習・情報提供、啓発活動を実施しています。

施設名	郵便番号	住所	電話	FAX
高齡・障害者業務課	030-0822	青森市中央3-20-2	017-721-2125	017-721-2127

障害者職業能力開発校

障害者の雇用促進を図るための職業能力開発を行っています。

施設名	郵便番号	住所	電話	FAX
青森県立障害者職業訓練校	036-8253	弘前市緑ヶ丘1-9-1	0172-36-6882	0172-36-7255

職業能力開発校

就職を希望されている障害のある方を支援するため、専修学校、各種学校等の教育訓練期間を活用して、再就職に役立つ知識習得を図る公共職業訓練（委託訓練）を実施しています。

施設名	郵便番号	住所	電話	FAX
青森県立青森高等技術専門学校	030-0122	青森市野尻字今田43-1	017-738-5727	017-738-5004
青森県立八戸工科学院	039-2246	八戸市桔梗野工業団地2丁目5-30	0178-28-6811	0178-28-6815